



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / 0424-64-1311

ホームページアドレス http://www.city.nishitokyo.lg.jp/
(携帯電話) http://mobile.city.nishitokyo.lg.jp/
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

西東京

		人口	前月比
人	男	93,340人 (1,152人)	71増 (20減)
	女	95,322人 (1,498人)	134増 (1減)
	合計	188,662人 (2,650人)	205増 (21減)
世帯数		84,583世帯 (1,371世帯)	71増 (24減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

3面 車座集会(タウンミ-テイング)がスタート!



市民の皆さんの声やご意見を、市長が直接お聴きする車座集会(タウンミ-テイング)がスタート!!

4面 住吉福祉会館建て替え説明会・意見募集開始



住吉福祉会館の建て替えに伴い、市民説明会を開催しパブリックコメントを実施します。

9面 障害を持つ方のための施策一覧です



市で実施している障害を持つ方等への助成制度・サービスについてご案内します。

10面 夏休みにご利用を! 宿泊施設紹介



菅平や姉妹都市・友好都市の宿泊施設と全国の国保保養施設をご紹介します。

東京都議会議員選挙

投票日は7月3日(日)午前7時~午後8時

東京発未来行 投票用紙は招待きっぷ

7月22日の任期満了による東京都議会議員選挙は、6月24日告示、7月3日が投票日です。西東京市(西東京市選挙区)で2人の都議会議員を選びます。選挙は、わたしたちの代表者を選ぶ大切な機会です。皆さんの意思を都政に反映させましょう。

投票所で投票できる方

すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方
昭和60年7月4日以前に生まれた方で、平成17年3月23日までに転入届をし、引き続き市内に住所を有する方
すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方で、東京都区域内に住所を移し引き続き居住している方。区市町村長の発行する引き続き証明書(住民票の写し、選挙用は無料)をあらかじめ用意してください。

期日前投票・不在者投票

投票日に次に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。
投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)
用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やレジャー、買い物などの私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)
出産、病気などで歩行が困難な方
西東京市の選挙人名簿に登録されている方が転出した場合
投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票日当日にのいずれかに該当し、期日前投票する日に選挙権を取得していない場合は不在者投票になります。

投票所入場整理券

選挙のご案内と投票所での受け付けのための投票所入場整理券(同一家族4人まで記載)を郵送しますので、ご自分の投票所入場整理券を切り離して投票所をご確認のうえ、投票の際にお持ちください。

投票所入場整理券を紛失した場合

何らかの事情で届かなかった場合は、滞在地での不在者投票

期日前投票・不在者投票

も、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。選挙管理委員会でお確かめのうえお出かけください。

期日前投票・不在者投票

投票所への車での来所はなるべくご遠慮ください。

期日前投票・不在者投票

投票日に次に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。
投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)
用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やレジャー、買い物などの私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)
出産、病気などで歩行が困難な方
西東京市の選挙人名簿に登録されている方が転出した場合
投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票日当日にのいずれかに該当し、期日前投票する日に選挙権を取得していない場合は不在者投票になります。

期日前投票・不在者投票

投票日に次に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。
投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)
用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やレジャー、買い物などの私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)
出産、病気などで歩行が困難な方
西東京市の選挙人名簿に登録されている方が転出した場合
投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票日当日にのいずれかに該当し、期日前投票する日に選挙権を取得していない場合は不在者投票になります。

不在者投票期間から投票日にかけて、仕事・旅行等で西東京市外に滞在される方は、滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができません。できるだけ早めに西東京市選挙管理委員会へて不在者投票の請求をしてください。

請求用紙は、各市区町村選挙管理委員会にあります。請求された方には投票用紙等を郵送しますので、不在者投票期間の早いうちに滞在地の選挙管理委員会へ投票していただきます。

市内の不在者投票指定施設は、佐々総合病院・山田病院・田無病院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・健光園・フローラ田無・クレイン・青い鳥・サメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・東京老人ホームめぐみ園・保谷苑です。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、次ののいずれかに該当する方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害が「1級または2級」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「1級または3級」、免疫機能の障害が「1級から3級」と記載されている方

戦傷病者手帳に両下肢・体幹の障害が「特別項症から第二項症」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「特別項症から第三項症」と記載されている方

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方
郵便等による不在者投票をするためには、「郵便等投票証明書」が必要ですが、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等を請求できるのは、投票日の4日前(6月29日)までです。詳しくは、選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方
郵便等による不在者投票をするためには、「郵便等投票証明書」が必要ですが、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等を請求できるのは、投票日の4日前(6月29日)までです。詳しくは、選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度
郵便等投票ができる方のうち、次のまたはに該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。